

◆後期高齢者医療◆ 住民税非課税世帯のみなさまへ

限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)について

後期高齢者医療の被保険者で住民税非課税世帯の方が療養(入院・外来)を受ける場合には、減額認定証を被保険者証に添えて医療機関の窓口で提示することにより一部負担金限度額の適用及び入院時の食事代等が減額されます。

■申請手続きが必要となる方

今までに減額認定証の申請を行ったことがなく、初めて申請される方。申請した月の初日から適用となります。

■長期入院該当になる方は再度申請手続きが必要となります。

*適用区分欄に「区分Ⅱ」と表記されている方

平成27年8月から平成28年7月の減額認定証(区分Ⅱ)に該当する期間のうち、入院日数が91日以上ある方は、申請することによりさらに食事代が減額されます。

医療機関が発行した直近3ヶ月分の領収書など入院日数が確認できるものが必要です。

■申請手続きが不要の方

今までに減額認定証の申請を行ったことがあり、減額認定証を交付された方。

被保険者証に同封して減額認定証を郵送します。

■世帯構成員に未申告がいる方

世帯員に平成28年度所得未申告の方がいる場合は、定期判定ができませんので申告してください。

■減額認定証に該当しない方

平成28年7月31日有効期限の減額認定証をお持ちの方であっても、平成28年度住民税課税世帯に属する方は該当しません。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
交付年月日	平成28年 8月 1日
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8
住所	
氏名	後期 太郎 男
生年月日	昭和 2年 3月 4日
有効期日	平成28年 8月 1日
有効期限	平成29年 7月31日
適用区分	区分Ⅰまたは 区分Ⅱ
長期入院該当年月日	
保険者印	
被保険者番号並びに保険者の名称及び印	沖縄県後期高齢者医療広域連合



【申請先・問合せ】 福祉部健康推進課 後期高齢者医療係 ☎911-9163



一緒に話そう にしはらのまちづくり ～西原町まちづくり懇談会～

大型MICE施設
建設決定記念

目的 町民と行政が、まちづくりや地域の課題に関する懇談を行い、これからの町政運営に活かすこと、町民が主体の「協働参画のまちづくり」を推進する
日程 (※各行政区の公民館・自治会集会所で開催します)

日時	日時	日時
8月2日(火) 19:00~20:30 美咲	8月7日(日) 14:00~15:30 安室	
8月3日(水) 19:00~20:30 西原ハイツ	16:30~18:00 桃原	
8月4日(木) 19:00~20:30 幸地高層	8月8日(月) 19:00~20:30 小波津	
8月5日(金) 19:00~20:30 我謝	8月9日(火) 19:00~20:30 小波津団地	
8月6日(土) 14:00~15:30 掛保久 16:30~18:00 嘉手苅	8月10日(水) 19:00~20:30 西原団地	
	8月12日(金) 19:00~20:30 小那覇	

【お問い合わせ】 総務部総務課 広報係 ☎945-5011

◆国民健康保険◆ 限度額適用認定証の更新時期です

更新手続きは、8月1日から!

現在お持ちの「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担減額認定証」の有効期限は、平成28年7月31日です。8月以降も引き続き認定証が必要な方は、更新手続きをお願いします。

○限度額適用認定証とは

入院・外来診療により高額な医療費がかかる場合、「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担減額認定証」を医療機関に提示することで、窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなり、経済的な負担が軽減されます。また、住民税非課税世帯の場合は、入院時の食事代もあわせて減額されます。(病衣代、食事代等保険対象外の医療行為等は自己負担額に含まれません。実費負担となります)
※自己負担限度額は年齢・世帯の所得状況等によって決まります。
※認定証は、月が替わるとさかのぼっての発行はできません。必要な方はお早めに申請の手続きを行ってください。

対象者	持ってくるもの
<ul style="list-style-type: none"> 70歳未満の方 70歳以上75歳未満で住民税非課税世帯の方 (※70歳以上で課税世帯の方は必要ありません) 	<ul style="list-style-type: none"> ①対象者の国民健康保険証 ②窓口に来る方の印鑑(シャチハタ不可) ③世帯主と対象者のマイナンバーカード(顔写真入り)、窓口に来る方の身分証(保険証、免許証等)または世帯主と対象者のマイナンバー通知カード(コピー可)、窓口に来る方の顔写真付き身分証(免許証等)

※世帯構成員に平成28年度所得の未申告者がいる場合は、区分判定ができません。申告が必要となります。

【お問い合わせ】 福祉部健康推進課 国民健康保険係 ☎911-9163

平成27年度 情報公開制度・個人情報保護制度状況

I. 情報公開制度の運用状況

- 公開請求件数は15件で、処理状況内訳は表1のとおりです。
- 分野別の公開請求件数は、財務・税務・財産関係1件、産業・経済関係1件、公害・自然関係3件、都市計画・開発関係1件、教育・文化関係1件、議会・選挙関係1件、行政一般関係7件となっています。
- 実施機関別の別の公開請求処理件数は、町長事務部局11件、教育委員会2件、農業委員会1件、選挙管理委員会2件、議会1件となっています。

表1 情報公開請求の処理状況内訳

公開請求件数	公開	一部公開	非公開	不存在による請求拒否	取り下げ	不服申立て
15	7	2	0	8	0	1

※1つの請求書で複数の文書請求あり、かつ、処分内容が複数に及ぶものが15件中2件あります。

II. 個人情報保護制度の運用状況

- 自己情報に関する開示請求は6件で、処理状況内訳は表2のとおりです。

表2 自己情報(開示・訂正・削除・中止)の処理状況内訳

開示請求件数	開示	一部開示	不開示	不存在による請求拒否	取り下げ	訂正請求	削除請求	中止請求	不服申立て
6	4	1	0	1	0	0	0	0	0

- 個人情報の目的外利用は2件、外部提供は49件となっています。